

議員提出議案第 2 号

中間市行橋市競艇組合事業収入配分金積立基金条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 2 8 日提出

提出者 中間市議会議員 蛙 田 忠 行

提出者 中間市議会議員 山 本 慎 悟

提出者 中間市議会議員 安 田 明 美

## 中間市行橋市競艇組合事業収入配分金積立基金条例

### (設置)

第1条 教育事業、福祉事業等の行政サービス充実の財源に充当するため、中間市行橋市競艇組合事業収入配分金積立基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立)

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とし、中間市行橋市競艇組合事業収入配分金をもって充てる。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

### (運用益金の整理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

### (繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (処分)

第6条 この基金は、第1条に規定する費用に充てる時以外は、処分することができない。

### (委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。